

(規則細則01)

## **内日角区墓地管理規則**

### **(名称、及び設置)**

**第一条** 内日角区は、区民の埋葬、焼骨の埋蔵並びに祭祀を行うための施設として、かほく市許可のもと、内日角区墓地(以下「墓地」という)を、「石川県かほく市内日角区内」に設置する。

### **(墓地管理、及び運用の委任)**

**第二条** 墓地の管理及び運用に係る活動は、内日角区墓地管理組合(以下「墓地管理組合」という)に委任する。墓地で使用する土地、工作物、建造物、及び共有施設等は内日角区が所有し無償で墓地管理組合に貸与する。

### **(墓地管理組合長)**

**第三条** 内日角区副区長若しくは内日角区役員が、墓地管理組合長(以下「組合長」という)を兼務する。

### **(無縁仏法要)**

**第四条** 墓地内に設置される無縁仏の法要は、毎年9月の秋分の日以内日角区が主宰する。

### **(無償貸与不動産の取り扱い)**

**第五条** 墓地で使用する土地、工作物、建造物、及び共有施設等に係る事項は、内日角区総会において決定する。

## **附則**

1. この内日角区墓地管理規則は、2017年4月3日から施行する。  
なお、旧内日角墓地管理規則は、2017年4月2日をもって失効する。